

平成 30 年 12 月（案）

いわて特別支援教育推進プラン（2019～2023）

～「共に学び、共に育つ教育」の推進～

つなぐ

いかす

支える

平成 31 年 3 月

岩手県教育委員会

目次

I 新しい「いわて特別支援教育推進プラン」の方向性

- 1 特別支援教育に関する推進プランの概要と国の動向 1
- 2 「いわて特別支援教育推進プラン【平成 25 年度～平成 30 年度】」の成果と課題 3
- 3 新しい「いわて特別支援教育推進プラン」の方向性 9

II 「いわて特別支援教育推進プラン（2019～2023）」

- 1 「いわて特別支援教育推進プラン（2019～2023）」の概要 10
- 2 「いわて特別支援教育推進プラン（2019～2023）」の施策の方向性 11

つなぐ ～就学から卒業までの一貫した支援の充実～

- (1) 早期からの継続した教育支援体制の整備 11
- (2) 卒業後を見据えた支援の充実 13

いかす ～各校種における指導・支援の充実～

- (1) 地域資源を活用した指導・支援の充実 14
- (2) 多様なニーズに対応した指導・支援の充実 16
- (3) 連続性のある多様な学びの場の充実 19

支える ～教育環境の充実・県民理解の促進～

- (1) 多様なニーズに対応した教育諸条件の充実 20
- (2) 共生社会の形成に向けた県民の理解 22

I 新しい「いわて特別支援教育推進プラン」の方向性

1 特別支援教育に関する推進プランの概要と国の動向

特別支援教育に関するこれまでの推進プランの概要や策定の背景、国の動向等を、以下に示します。

◇「特別支援教育の推進について（通知）」※₁

文部科学省初等中等教育局長通知（H19）

各学校の設置者である教育委員会、国立大学法人及び学校法人等においては、障害のある幼児児童生徒の状況や学校の実態等を踏まえ、特別支援教育を推進するための基本的な計画を定めるなどして、各学校における支援体制や学校施設設備の整備充実等に努めること。

◇「岩手県における今後の特別支援教育の在り方」

岩手県発達障がい者支援体制検討委員会・広域特別支援連携協議会※₂報告（H20）

【基本理念】

「共に学び、共に育つ教育」の推進

【特別支援教育の目指す姿】

- ▶ 身近な地域において、一人一人の教育的ニーズに応じる教育
- ▶ 障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが自己実現できる教育
- ▶ 幼児期からの継続的・系統的な教育

◇「いわて特別支援教育推進プラン」（H21）

【特徴と主な施策】

「岩手県における今後の特別支援教育の在り方」を受けた施策

- ・「交流籍」を活用した交流及び共同学習
- ・特別支援教育エリアコーディネーター配置

◇「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」※₃（H23）

【目的】

障がいのある人と障がいのない人とが互いに権利を尊重し合いながら、心豊かに主体的に生活することができる（共に学び共に生きる）地域づくり

【教育に関する内容】

- ・交流機会の拡大（第9条）
- ・教育の支援体制の整備及び充実（第12条）

※1 特別支援教育の推進について（通知）：特別支援教育が法的に位置付けられた改正学校教育法が施行されるに当たり、各学校において行う特別支援教育の基本的な考え方、留意事項等を示したもの。

※2 岩手県発達障がい者支援体制検討委員会・広域特別支援連携協議会：障がい児（者）の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援の推進を図るため、関係機関の連携と必要事項の検討を行う。岩手県保健福祉部障がい保健福祉課及び岩手県教育委員会事務局学校教育課による共同設置。

※3 障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例：障がいについての理解の促進と障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関して、基本理念や県等の責務、役割等を定めた条例。平成22年12月に全国で3番目に制定。

◇「いわて特別支援教育推進プラン【平成25年度～平成30年度】(H25) (以下「現推進プラン」)

【特徴と主な施策】

「つなぐ」、「いかす」、「支える」のキーワードによる施策の構成

「つなぐ」・・・就学から卒業後までの一貫した支援の充実
「いかす」・・・各校種における指導・支援の充実
「支える」・・・教育環境の充実・県民理解の促進

- ・県就学指導委員会の機能改善
- ・重度・重複障がい、小・中・義務教育学校通常の学級等に係る研究

◇現推進プラン策定後の国の主な動向

<共生社会^{※4}の形成に向けた国内法等の整備>

- 平成26年1月 「障害者の権利に関する条約^{※5}」批准
- 平成28年4月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律^{※6}」施行
- 平成28年8月 改正「発達障害者支援法」施行
- 平成30年3月 「第四次障害者基本計画」閣議決定

<インクルーシブ教育システム^{※7}推進のための関係法等の整備>

- 平成25年9月 就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の一部改正
- 平成28年12月 通級による指導^{※8}に関する学校教育法施行規則の一部改正
- 平成29年3月 各校種における新学習指導要領の告示

<障がいのある方の生涯を通じた多様な学習活動の充実に向けた取組>

- 平成29年4月 文部科学省生涯学習政策局「障害者学習支援推進室」設置

これまでの推進プランによる本県の特別支援教育の現状を踏まえつつ、インクルーシブ教育システム、障がいのある方の生涯を通じた学習活動、教育環境の整備等の充実に向けた取組を着実に進め、共生社会の実現につなげていくことが必要です。

※4 共生社会：これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある方等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会。

※5 障害者の権利に関する条約：平成18年12月に国連総会において採択された障がい者に関する初めての国際条約。我が国は平成19年9月に署名し、平成26年1月の批准書の寄託を経て、平成26年2月19日から我が国について効力が発生。合理的配慮^{※9}やインクルーシブ教育システム等の理念を提唱。

※6 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律：障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい者差別の解消を推進することを目的として制定。

※7 インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等を強化し、障がいのある方が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある方と障がいのない方が共に学ぶ仕組み。自立と社会参加を見据えた多様で柔軟な仕組みの整備も必要とされる。

※8 通級による指導：通常の学級に在籍し、主として各教科などの指導を通常の学級で行いながら、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服することを目的とした特別の指導。

※9 合理的配慮：「障害者の権利に関する条約」第2条において、合理的配慮とは、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」とされている。なお、「負担」については、「変更及び調整」を行う主体に課される負担を指すとされている。

2 「いわて特別支援教育推進プラン【平成 25 年度～平成 30 年度】」の成果と課題

現推進プランでは、「つなぐ」、「いかす」、「支える」の三つのキーワードによって、施策の方向性についての基本的な考え方を表し、具体的施策として、県就学指導委員会の機能改善や、重度・重複障がい等に係る研究、特別支援学校による小・中・義務教育学校等への継続型訪問支援、県民を対象とした特別支援教育に係る講演会の開催の取組を展開してきました。

新しい推進プランの策定に向け、現在の特別支援教育の推進状況を把握するため、平成 29 年 7 月から 9 月に実施した調査（以下「策定調査」という。）によると、現推進プランの取組により、教育相談や支援体制の整備、地域資源を活用した指導・支援の充実等に一定の成果を挙げてきた一方で、今後の課題が明らかとなりました。併せて、各学校等の現状や、共生社会の実現に向けた特別支援教育の推進に当たって、教育関係者・保護者等が、現在の岩手県において重要なこととして感じている点についても確認することができました。

現推進プランの達成状況と成果、課題を以下に示します。

つなぐ ～就学から卒業までの一貫した支援の充実～

【達成状況】

○ 早期からの教育相談・支援体制の整備 <策定調査による肯定的評価 91.3%>

▶ 「今後の就学指導のためのガイドライン」の改訂

平成 28 年 3 月に「教育支援のためのガイドライン」を作成・配布するとともに、市町村就学支援担当者研修会において周知と活用を図りました。

▶ 県就学指導委員会の機能改善

教育上特別な支援を必要とする児童生徒等の就学先決定時のみならず、就学先決定後の学校生活における支援の内容等についての調査審議、助言をさらに充実させ、国の示す方向性を強化していくために、平成 29 年 3 月に「岩手県教育支援委員会」と名称を変更するなどの改正を行いました。

【表 1】就学支援ファイル^{※10}等を作成・活用している市町村の割合

現推進プラン策定時 (H24 年度)	達成状況 (H29 年度)	目標値 (H30 年度)
39.4%	100%	100%

○ 卒業後を見据えた支援の充実 <策定調査による肯定的評価 93.2%>

ア 諸計画の作成と活用による情報の共有化

▶ 「就学支援ファイル」や個別の教育支援計画^{※11}の活用による情報の共有化

「教育支援のためのガイドライン」に、「就学支援ファイル」を活用した先進的な取組をしている市町村の事例を掲載し、平成 24 年度に作成・配布した「「個別の教育支援計画」の作成と活用」とともに、研修会での周知・活用を図りました。

【表 2】個別の教育支援計画を作成・活用している学校の割合

現推進プラン策定時 (H24 年度)	達成状況 (H29 年度)	目標値 (H30 年度)
44.7%	89.0%	100%

※10 就学支援ファイル：教育上特別な支援を必要とする幼児等を対象として、実態、保護者の願い、教育、福祉、医療等の支援を記録するためのファイル、就学先を検討する際の資料や引継資料として活用される。市町村により、「就学支援ファイル」「就学支援シート」「PASS」等、名称や形態が異なる。

※11 個別の教育支援計画：教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒の幼児期から卒業後までを見通し、一貫して的確な支援を行うことを目的に、ライフステージに応じた教育支援の内容・方法等について、学校が中心となって関係機関と連携・協力しながら、作成する計画。

イ 進路・就労支援の充実

(高等学校)

▶ 特別な教育的支援を必要とする生徒の進路等に係る調査・研究

教育上特別な支援を必要とする生徒の進路・就労状況について把握し、適宜、特別支援学校が開催している就労支援ネットワーク会議^{※12}への参加について各高等学校に働きかけたり、特別支援学校教員が高等学校を訪問しての相談を実施したりしました。

▶ 関係機関と連携した現場実習・就労先の確保

特別支援学校から各高等学校へ、就労支援ネットワーク会議等の案内や、関係機関との連携、現場実習、就労支援に関する情報提供を行いました。

(特別支援学校)

▶ 企業との連携協議会^{※13}の取組の充実・発展

平成29年度は、8地区において実施し、70企業が参加しました。

【表3】特別支援学校高等部新規卒業者のうち、一般就労希望者の就職率

現推進プラン策定時 (H24年度)	達成状況 (H29年度)	目標値 (H30年度)
94.6%	100%	100%

【成果】

- ◎各市町村における就学支援ファイル等による取組や、各校における個別の教育支援計画等による取組により、早期からの支援や卒業後を見据えた支援が広がってきています。
- ◎卒業後を見据えた指導・支援や、取り組んできたことの引継ぎの大切さについては、理解が図られてきているものと推察されます。
- ◎就労支援ネットワーク会議や、企業との連携協議会により、特別支援学校と地域企業とのつながりが深まってきており、そのつながりが、高等学校へと広がってきています。

【課題】

- ▲各市町村においては、就学支援ファイルや相談体制について、保護者等への一層の周知を図り、早期からの継続した教育支援につなげていく必要があります。
- ▲幼児児童生徒の特性や、取り組まれてきた指導内容や支援方法等を確実に進級・進学先等に伝えるための具体策を講じる必要があります。
- ▲教育上特別な支援を必要とする生徒の就労に関して、企業等と連携を図りながら一層の拡大に向けた取組を行う必要があります。
- ▲キャリア教育の充実とともに、保護者等への情報提供や相談体制を整えていく必要があります。

※12 就労支援ネットワーク会議：県内10地区に設置されており、特別支援学校とハローワーク、市町村保健福祉課、広域振興局、福祉事業所等が構成メンバーとなり、特別支援学校高等部生徒や卒業生の就労・生活状況に係る情報交換を年2回程度行う。

※13 企業との連携協議会：地域の事業所・企業に特別支援学校や障がいのある生徒への理解促進・就労への協力等を得るために、地域の特別支援学校と地域企業とが情報交換を行う。正式名称は、「特別支援学校と企業との連携協議会」。

いかす ～各校種における指導・支援の充実～

【達成状況】

○ 地域資源を活用した指導・支援の充実 <策定調査による肯定的評価 88.0%>

ア 特別支援学校のセンター的機能の活用

▶ 継続型訪問による指導・支援の充実

特別支援学校の特別支援教育コーディネーターや特別支援教育エリアコーディネーター^{※14}が、幼稚園や認定こども園、保育所、特別支援学級が設置されている小・中・義務教育学校80園・校を対象(H29実績)に、複数回、訪問による支援を実施しました。

▶ 特別支援教育コーディネーターの連絡会を活用した指導・支援の充実

県内4地区において特別支援教育コーディネーター連絡会^{※15}による研修会等を開催し、特別支援学校と小・中・義務教育学校等の特別支援教育コーディネーターが参加しました。

【表4】特別支援教育コーディネーター連絡会に参加した市町村の割合

現推進プラン策定時 (H24年度)	達成状況 (H29年度)	目標値 (H30年度)
0%	100%	100%

イ 地域の特別支援学級の充実

▶ 地域の特別支援学級を活用した専門性の向上

県内2地域の協力地域による実践をまとめ、県教育研究発表会での実践報告や、各市町村教育委員会等への成果物の作成・配布、各種研修会での活用を行いました。

【表5】特別支援学級が授業交流・研修会等を実施した市町村(同一校種で複数の特別支援学級設置校のある市町村に限る)の割合

現推進プラン策定時 (H24年度)	達成状況 (H29年度)	目標値 (H30年度)
0%	100%	100%

ウ 外部の人材の活用

▶ 地域の外部専門家を活用した指導・支援の充実

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等^{※16}を、希望のあった県内8校の特別支援学校に20名配置し、成果等の事例を特別支援学校連絡協議会等において共有しました。

【表6】外部専門家の活用に関する理解と普及を図った特別支援学校の割合

現推進プラン策定時 (H24年度)	達成状況 (H29年度)	目標値 (H30年度)
42.8%	100%	100%

エ 特別支援教育エリアコーディネーターの配置による市町村教育委員会への支援の充実

▶ 特別支援教育エリアコーディネーターの配置による指導・支援の充実

各教育事務所管内に設置されている特別支援学校のうち1校に各1名の配置を継続し、各教育事務所や各市町村教育委員会特別支援教育担当と連携を図りながら、教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒への指導・支援の充実につなげました。

※14 特別支援教育エリアコーディネーター：平成22年度から、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター専任化を実施しており、特別支援教育エリアコーディネーターとして、各教育事務所管内の地域に設置されている特別支援学校のうち1校に、各1名配置している。なお、各園・校においては、校内や福祉、医療等の関係機関との間の連絡調整役として、あるいは、保護者に対する学校の窓口として、校内の関係者や関係機関との連携協力の強化を図る役割を担う教員が、特別支援教育コーディネーターとして所属長から任命されている。

※15 特別支援教育コーディネーター連絡会：特別支援学校と小・中・義務教育学校等との連携を図る体制を整備し、児童生徒への指導・支援の充実を図ることを目的として、支援に係る情報の共有や提供、研修等を行っている。地域の特別支援学校が企画・運営し、適宜、各校種の特別支援教育コーディネーターと共に実施している。

※16 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等：理学療法士(PT)とは、呼吸状態や姿勢等に関する身体機能面からの評価、学校生活で可能な運動機能の改善・向上についての指導、障がいの状態に応じた椅子や机など備品の評価・改善等を行う者。作業療法士(OT)とは、着替え、排せつ、食事、道具の操作等の日常生活動作の評価及びこれらの日常生活動作を獲得するための補助具等の制作・必要性の評価、日常生活、作業活動の改善に役立つ教材の製作等を行う者。言語聴覚士(ST)とは、言葉の発声・発音の評価、食べる機能の評価・改善、人工内耳を装着した児童生徒等の聞こえの評価・改善等を行う者。

○ 多様なニーズに対応した指導・支援の充実 <策定調査による肯定的評価 94.1%>
(幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校)

▶ 多様なニーズに対応した個別の指導計画の活用と充実

特別支援教育担当者が参加する研修や、各校における研修において、総合教育センター所員や特別支援教育エリアコーディネーター等が、個別の指導計画の活用事例や指導の充実につなげる方法等についての講義を行い、各校における活用につなげました。

▶ 特別支援学級・通級指導教室を活用した通常の学級への支援に係る研究

平成26年度から平成27年度に総合教育センターによる実践研究を行い、県教育研究発表会での実践報告や、「チームで取り組む特別支援教育の手引」の作成・配布、各種研修会での周知・活用を図りました。

(特別支援学校)

▶ 重度・重複障がいのある教育内容・指導方法に係る研究

平成27年度から平成28年度に盛岡青松支援学校、花巻清風支援学校、総合教育センターによる実践研究を行い、県教育研究発表会での実践報告や、研究成果物の作成・Webページ掲載、各種研修会での周知・活用を図りました。

【表7】保護者との情報共有など個別の指導計画を活用した公立の幼稚園及び学校の割合

現推進プラン策定時 (H24年度)	達成状況 (H29年度)	目標値 (H30年度)
0%	96.2%	100%

○ 交流及び共同学習の充実 <策定調査による肯定的評価 95.8%>

▶ 「交流籍^{※17}」を活用した居住地の小・中学校との交流及び共同学習の継続と充実

平成25年度に花巻清風支援学校、総合教育センターによる実践研究を行い、県教育研究発表会での実践報告や、「交流及び共同学習ガイドブック」の作成・配布、各種研修会での周知・活用を図りました。平成29年度は、361名の特別支援学校の児童生徒が、「交流籍」を活用して居住する地域の小・中・義務教育学校での交流及び共同学習を行いました。また、幼稚園や認定こども園、保育所、高等学校においても、近隣の特別支援学校との交流及び共同学習を積み重ねています。

【成果】

- ◎特別支援学校が、地域の特別支援教育を推進する役割を担っています。
- ◎地域の中心的役割を果たしている特別支援学級を核とした授業交流・研修等の取組が広がり、教育論や指導方法等の共有・継承が行われるようになってきています。
- ◎総合教育センターの研究を活用して、通常の学級における教育実践や、重度・重複障がいの教育内容・指導方法が高まってきています。
- ◎交流及び共同学習により、居住する地域や児童生徒同士のかかわりが広がってきています。

【課題】

- ▲多様な相談等に対応するための支援体制を整えていく必要があります。
- ▲校内や地域資源の調整・連携に係る支援体制、通常の学級における一斉指導と個別指導の両面からの指導・支援の改善策を講じる必要があります。
- ▲幼稚園段階、小・中・義務教育学校、高等学校における特別支援教育の専門性、特別支援学校における各教科等の専門性の向上を図るなどして、各校種における指導・支援の一層の充実につなげていく必要があります。
- ▲児童生徒等の教育的ニーズや、目標、活動を確認したうえで、各校種における交流及び共同学習を推進していく必要があります。

※17 交流籍：特別支援学校の小・中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の小・中・義務教育学校に副次的に置く籍。「交流籍」を活用した交流及び共同学習を通じて、居住する地域や児童生徒同士のかかわりの広がりや深まりにつなげる。

【達成状況】

○ 教職員等の専門性の向上 <策定調査による肯定的評価 95.1%>

- ▶ 公立小・中学校管理職を対象とした研修
管理職を対象とした研修に特別支援教育の内容を組み入れるとともに、岩手県特別支援学級設置学校長協議会^{※18}等と連携を図りながら研修の機会を設定しました。
- ▶ 市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事の専門性の向上
指導主事協議会や市町村就学支援担当者研修会等において、特別支援教育に関する内容を取り扱うとともに、特別支援教育エリアコーディネーターが各教育事務所や市町村教育委員会特別支援教育担当と日常的な連携を図りました。
- ▶ 各校種における特別支援教育の理解及び指導・支援に係る研修
すべての校種の初任者研修やライフステージ別の研修において、特別支援教育に関する内容を組み入れるとともに、課題に応じた研修講座の開設や、学校等の要請による研修への対応など、多様な内容・形態での研修を行いました。
- ▶ 地域における特別支援教育のリーダーの養成
平成25年度から平成29年度の期間、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所への専修プログラムに20名、総合教育センターの長期研修に39名、岩手大学教職大学院に2名の教員を派遣し、特別支援教育推進のリーダーの養成を図りました。
- ▶ 特別支援教育コーディネーターの専門性の向上に係る研修
総合教育センターにおいて、高等学校の特別支援教育コーディネーターを対象とした研修を開催するとともに、県内4地区において特別支援教育コーディネーター連絡会による研修会等を開催しました。
- ▶ 特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの専門性の向上に係る研修
総合教育センターにおいて、教育相談や特別支援教育に関する長期研修や、研修講座を開設するとともに、各校における校内研修への支援を行いました。
- ▶ 寄宿舎における生活指導の充実
総合教育センターにおいて、寄宿舎指導員を対象とした研修講座を開設しました。また、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開催している特別支援学校寄宿舎指導実践協議会に寄宿舎指導員を派遣しました。

【表8】上記の施策の具体的取組に関する研修（指導主事の専門性の向上）の実施率

現推進プラン策定時 (H24年度)	達成状況 (H29年度)	目標値 (H30年度)
0%	100%	100%

○ 多様なニーズに対応した教育諸条件の充実 <策定調査による肯定的評価 92.4%>

- ア 小・中学校における教育諸条件の充実
 - ▶ 特別支援学級及び通級指導教室の充実
特別支援学級及び通級指導教室担当者の課題やニーズに対応する内容を特別支援教育新任担当教員研修講座、通級による指導担当養成講座等に盛り込み、各教育事務所や総合教育センターと連携しながら実施しました。
- イ 高等学校における教育諸条件の充実
 - ▶ 高等学校における障がいのある生徒の受入れに係る調査・検討
特別支援教育に関する法改正の動向を注視するとともに、各自治体の受入れ状況を確認しながら、今後の高等学校における特別支援教育体制に係る検討を行いました。
 - ▶ 特別支援教育校内委員会の活性化
各校の特別支援教育コーディネーターを対象とした研修の開催や、県教育委員会特別支援教育担当・高校教育担当が各校を訪問しての研修を継続し、特別支援教育校内委員会の意義や役割、具体的な進め方について周知を図りました。

※18 岩手県特別支援学級設置学校長協議会：特別支援学級や通級による指導を設置している小・中・義務教育学校の校長により組織されている協議会。管理運営に関する調査研究、特別支援教育並びに特別支援教育一般についての研修活動を主な事業としている。

▶ 特別支援教育支援員^{※19}の配置

平成 29 年度は、希望する高等学校 37 校に 38 名の特別支援教育支援員を配置しました。また、平成 25 年度に総合教育センターが作成した「特別支援教育支援員の業務推進の手引」を総合教育センターWeb ページへ掲載するとともに、各種研修会で活用しました。

【表 9】特別支援教育校内委員会を開催した高等学校の割合

現推進プラン策定時 (H24 年度)	達成状況 (H29 年度)	目標値 (H30 年度)
63.8%	100%	100%

ウ 特別支援学校における教育諸条件の充実

▶ 多様なニーズに対応した知的障がい特別支援学校高等部の在り方の検討

知的障がい特別支援学校高等部の現状を確認するとともに、今後の在り方について検討し、生徒の自立と社会参加を見据えた教育課程、企業との連携協議会の充実、技能認定制度の創設についての方向性を定めました。

▶ 盛岡となん支援学校移転に伴う現校舎の活用の検討

盛岡みだけ支援学校の教室不足などの課題解消のため、知的障がいのある児童生徒を対象とした新設校の開校に向けて、具体的な検討・調整を進めました。

○ 共生社会の形成に向けた県民の理解・啓発 <策定調査による肯定的評価 77.8%>

▶ 特別支援教育に係る理解・啓発の更なる推進

県民を対象とした特別支援教育に係る講演会を平成 26 年度から平成 29 年度の期間に延べ 12 会場で実施し、852 名の県民の皆様にご参加いただきました。また、地域の要望に応じながら研修講座を実施したり、特別な教育的支援を必要とする児童生徒のキャリア教育や就労に向けた啓発資料を作成・配布したりしました。

▶ 特別支援教育ボランティアの養成と活用の充実

各特別支援学校においてボランティア養成講座を開催し、受講された方々に、授業や校外学習・行事等へのボランティア活動にご協力いただきました。

【表 10】ボランティア活動に参加した延べ人数（年間）

現推進プラン策定時 (H24 年度)	達成状況 (H29 年度)	目標値 (H30 年度)
52 人	174 人	70 人

【成果】

◎教職員等への研修が計画的に進められ、特別支援教育に関する理解や専門性の向上が図られ、特別支援教育の推進につながられてきています。

◎全市町村へのことばの教室設置や、特別支援学級等の新設(H24:537 学級→H29:776 学級)、盛岡となん支援学校の移転、知的障がい特別支援学校の新設決定等、教育諸条件の整備が進められてきています。

【課題】

▲特別支援学校が設置されていない圏域、長期入院児童生徒への学びの場、各校種の実情に応じた教育諸条件等に対する計画的な整備が必要です。

▲策定調査の結果から、共生社会の具体的なイメージや、現在の学校における特別支援教育の取組について、他部局等と連携しながら県民へ向けた情報をさらに発信していく必要があります。

▲スポーツ活動、文化芸術活動の充実による、生涯学習の推進につなげていく必要があります。

※19 特別支援教育支援員：食事、排泄、教室移動の補助といった学校における日常生活上の介助や、児童生徒に対する学習支援、安全確保などの学習活動上の支援を行う者。

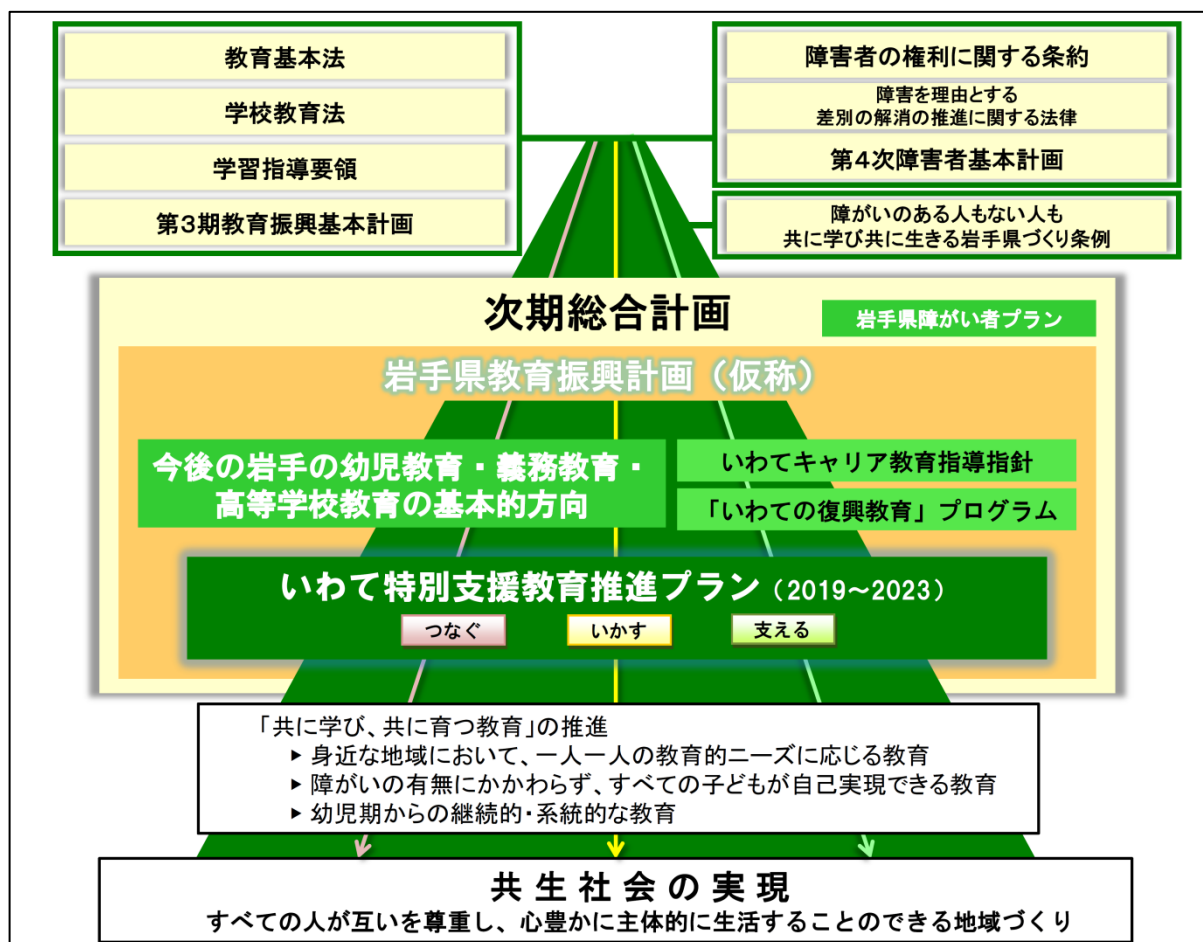
3 新しい「いわて特別支援教育推進プラン」の方向性

本県特別支援教育の方向性を示す「いわて特別支援教育推進プラン（2019～2023）」（以下「新推進プラン」という。）では、これまでの推進プランの基本理念である「共に学び、共に育つ教育」を継承しつつ、すべての人が互いを尊重し、心豊かに主体的に生活することができる共生社会の実現を目指していきます。

新推進プランは、現推進プランと同様に「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」の趣旨を踏まえるとともに、「次期総合計画」、「岩手県教育振興計画（仮称）」の基本目標及び政策推進の基本方針や県教育委員会等における他の計画、「岩手県障がい者プラン」との整合性を図りながら取組を進めていきます。

新推進プランは、国の動向や、本県の特別支援教育に関する現状等を踏まえた上で、「つなぐ」、「いかす」、「支える」の三つのキーワードごとの施策の方向性と具体的施策により構成します。また、具体的施策を推進する上で、中心となって取り組む対象を明確にすることにより、実行性のある計画とします。

新推進プランは、概ね10年後を見据えながら、西暦2019年から西暦2023年までの5年間の計画とし、代表的な指標と目標値の設定・評価により進捗状況を把握し、各施策の方向性として設定する目指す姿に迫っているかについて評価します。なお、特別支援教育に関する国内外の動向、現状や課題の変化等によって、新推進プランの実行期間内であっても必要に応じた見直しを行います。

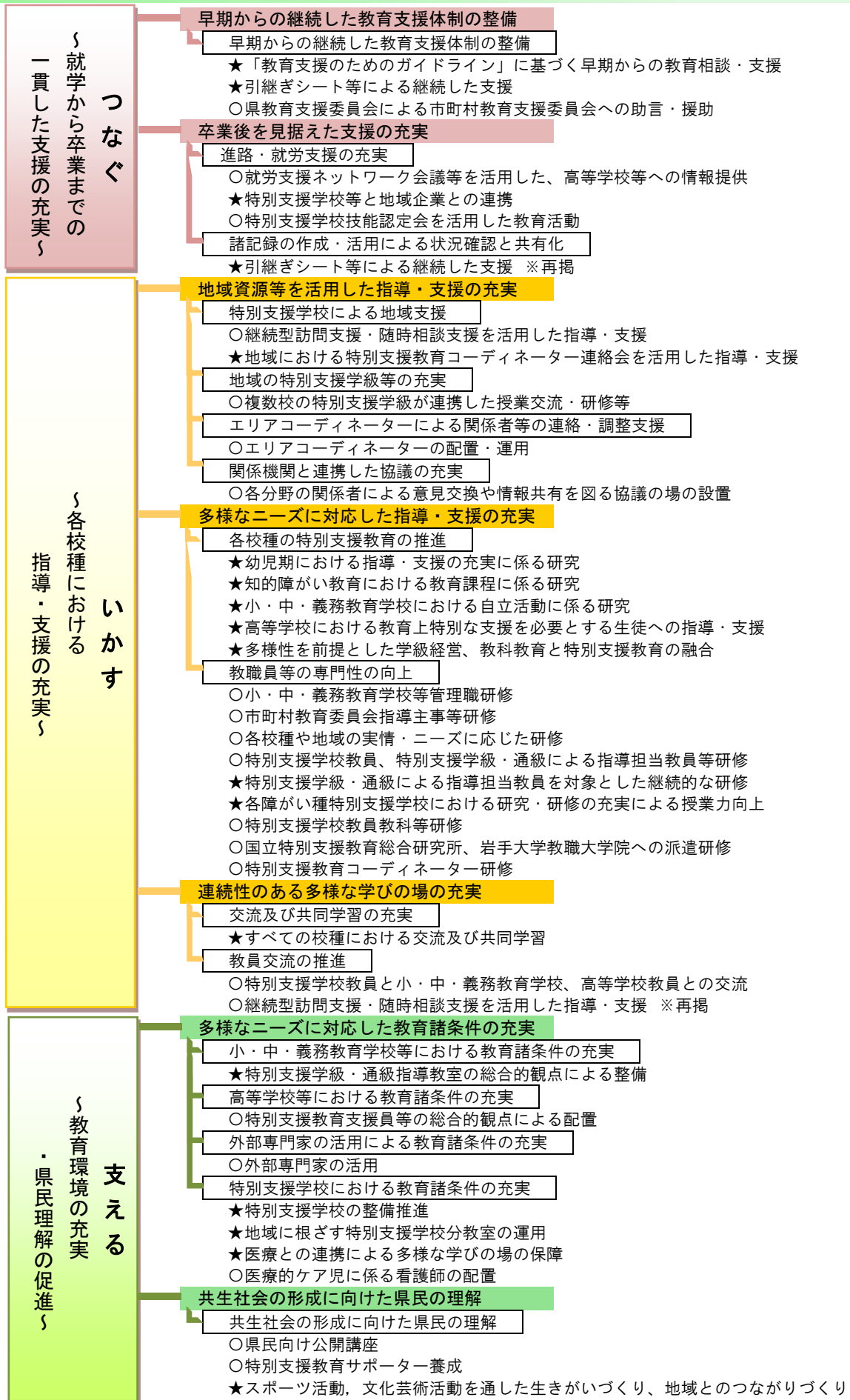


【図】いわて特別支援教育推進プラン（2019～2023）の方向性概念

Ⅱ 「いわて特別支援教育推進プラン（2019～2023）」

1 「いわて特別支援教育推進プラン（2019～2023）」の概要

★：新規・重点施策



2 「いわて特別支援教育推進プラン（2019～2023）」の施策の方向性

つなぐ ～就学から卒業までの一貫した支援の充実～

【「つなぐ」目標指標※20】 早期からの教育相談・支援体制が整備されてきていると感じる保護者等の割合	現状値 (2017)	目標値 (2023)	【目標値の考え方】 2017年調査における回答者全体の肯定的評価割合91.8%に近づくことを目指す。
	84.3%	91.0%	

(1) 早期からの継続した教育支援体制の整備

就学から卒業までの一貫した支援の充実のためには、早期からの教育相談・支援、就学支援、就学後の適切な教育及び必要な教育的支援全体を一貫した「教育支援」として捉えることが必要です。

そこで、新推進プランにおいては、就学前及び就学移行期に焦点を当てた具体的施策を展開し、早期からの継続した教育支援体制の整備につなげていきます。

<目指す姿>

- ・教育上特別な支援を必要とする幼児の保護者が、就学に際して必要とする情報を得られる。
- ・教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒への指導内容や支援方法が、進級や進学先等に引き継がれる。

<進捗状況確認指標>

教育支援に係るリーフレット等を活用して保護者への事前の情報提供、就学支援を行っている市町村数の割合

現状値 (2017)	目標値 (2023)
42.4%	100%

具体的施策 ★：新規・重点施策 <実施単位※21>

早期からの継続した教育支援体制の整備

★「教育支援のためのガイドライン」に基づく早期からの教育相談・支援

<県(学教)>

- ・市町村就学支援担当者への「教育支援のためのガイドライン」の理解促進
- ・教育支援に関する各市町村への助言・援助

<市町村、幼保、小、中、高、特>

- ・教育支援に係るリーフレット等の作成・活用による、就学に関する保護者への事前の情報提供・就学支援
- ・就学後の合理的配慮や学びの場等の継続した検討・調整

※20 目標指標：新推進プランの取組結果を測る一つの指標。「つなぐ」、「いかす」、「支える」の三つのキーワードごとに設定。

※21 実施単位：具体的施策を推進する上で、中心となって取り組む対象をいい、以下の略称によって表す。

県民：岩手県民、県(教職)：県教育委員会事務局教職員課、県(学教)：県教育委員会学校教育課、県(学調)：県教育委員会事務局学校調整課、県(保体)：県教育委員会事務局保健体育課、県(生文)：県教育委員会事務局生涯学習文化財課、県(教企)：県教育委員会事務局教育企画室、教事：教育事務所、県(教七)：総合教育センター、県(保福)：県保健福祉部、県(商工)：県商工労働観光部、県(文ス)：県文化スポーツ部、市町村：市町村関係課、幼保：幼稚園、認定こども園、保育所、小：小学校・義務教育学校前期課程、中：中学校・義務教育学校後期課程、高：高等学校、特：特別支援学校、医：医療機関、研団：自主研究団体、障団：障がい関係団体、大学：大学

★引継ぎシート等の活用による継続した支援

＜県(学教)、県(教セ)＞

- ・引継ぎシートの開発

＜市町村、幼保、小、中、高、特、医＞

- ・各市町村における引継ぎシート等の活用による継続した支援
- ・中学校段階から高等学校段階への調査書・引継ぎシートを活用した継続支援
- ・引継ぎシートの活用による各校と医療機関等との情報共有・継続した支援

2019	2020	2021	2022	2023
◆引継ぎシートの開発・試行実施	◆引継ぎシートの取組周知・先行実施	◆引継ぎシートの作成・活用		

○県教育支援委員会による市町村教育支援委員会への教育支援に関する助言・援助

＜県(学教)、特＞

- ・県教育支援委員会調査員^{※22}による、各市町村教育支援状況の確認、県教育支援委員会への報告、市町村教育支援委員会への運営支援
- ・県教育委員会学校教育課や就学支援アドバイザー^{※23}による、市町村教育委員会への教育支援に関する助言・援助

※22 県教育支援委員会調査員：県教育支援委員会に置く、専門的事項を調査する者。特別支援教育エリアコーディネーターが任命されている。

※23 就学支援アドバイザー：各市町村教育委員会による就学支援が円滑に進むことができるよう、就学支援ファイルや引継ぎシートの作成・活用、市町村教育支援委員会の運営への助言を行う者。

(2) 卒業後を見据えた支援の充実

就学から卒業までの一貫した支援の充実のためには、各校種において卒業後の進路や就労を見据えることができること、卒業後を見据えた指導・支援を積み重ねること、その取組を引き継ぐことなどについても必要です。

そこで、新推進プランにおいては、地域のつながりを生かすとともに、卒業を見据えた進路・就労支援、卒業後の学校や企業・福祉機関等との情報共有の視点による具体的施策を展開し、卒業後を見据えた支援の充実につなげていきます。

<目指す姿>

- ・教育上特別な支援を必要とする児童生徒が、地域とのつながりを生かして充実した学校生活を送りつつ、卒業後を見据えた学習を積み重ねる。

<進捗状況確認指標>

企業との連携協議会の事業に参加した企業数

現状値 (2017)	目標値 (2023)
70 企業	100 企業

具体的施策 ★：新規・重点施策 <実施単位>

進路・就労支援の充実

○就労支援ネットワーク会議等を活用した、高等学校等への情報提供

<特>

- ・就労支援ネットワーク会議に関する周知・運営

<高>

- ・高等学校主催の会議に関する周知・運営

<県(商工)>

- ・企業等への説明会や就職相談会の周知等

★特別支援学校等と地域企業等との連携

<県(学教)、県(商工)、県(保福)、特>

- ・サポーター企業の周知・表彰
- ・地域における進路・就労支援等に関する情報の発信

<特、県民>

- ・企業との連携協議会の実施

○特別支援学校技能認定会を活用した教育活動

<特>

- ・特別支援学校技能認定会を生かした進路指導の充実
- ・特別支援学校技能認定会の実施を踏まえた、教育活動の改善

諸記録の作成・活用による状況確認と共有化

★引継ぎシート等による継続した支援 1(1)再掲

いかす ～各校種における指導・支援の充実～

【「いかす」目標指標】 幼稚園等、小・中・義務教育学校、 高等学校、特別支援学校において、 計画的な指導・支援を行っている と感じる保護者等の割合	現状値 (2017)	目標値 (2023)	【目標値の考え方】 2017年調査における回答者全 体の肯定的評価割合 94.1%に近付 くことを目指す。
	91.7%	94.0%	

(1) 地域資源を活用した指導・支援の充実

各校種における指導・支援の充実のためには、各校において特別支援教育を主体的に推進していくことを前提としながら、地域における関係機関と連携を図り、指導・支援の方向性を定めつつ、日々改善に努めていくことが大切です。

そこで、新推進プランにおいては、特別支援学校や福祉機関等との連携、公立及び私立のすべての校種における特別支援教育体制への支援、相談体制の整備等に焦点を当てた具体的施策を展開し、地域資源を活用した指導・支援の充実につなげていきます。

<目指す姿>

- ・各校において地域資源を活用した指導・支援の改善に努め、教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒の学習や生活の充実につなげる。

<進捗状況確認指標>

特別支援教育中核コーディネーター※24やエリアコーディネーター等を活用して、指導・支援の改善に努めている市町村の割合

現状値 (2017)	目標値 (2023)
新規	100%

具体的施策 ★：新規・重点施策 <実施単位>

特別支援学校による地域支援

○継続型訪問支援・随時相談支援を活用した指導・支援

<特>

- ・小・中・義務教育学校の特別支援学級等への継続型訪問支援の実施
- ・すべての校種への随時相談支援の実施
- ・教育相談リーフレットの作成・配布

<幼保、小、中、高>

- ・適時性・継続性等の視点による段階的な支援

(例 校内での一次支援、近隣校や関係教育委員会等による二次支援、特別支援学校による三次支援)

※24 特別支援教育中核コーディネーター：各市町村教育委員会からの推薦により、各教育事務所長から委嘱される者。県内6地区における特別支援教育コーディネーター連絡会において、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターと連携を図りながら地域の特別支援教育の推進のための協議や研修を行う。所属校における本務との調整を図りながら、地域内における特別支援教育に関する授業・研究等の支援や特別支援教育担当者との相談を行う。地域における特別支援教育の推進的役割を担う。

★地域における特別支援教育コーディネーター連絡会を活用した指導・支援

＜県(学教)、教事、市町村、小、中、高、特＞

- ・ 特別支援教育コーディネーター連絡会による研修等の実施
- ・ 特別支援教育中核コーディネーターの養成・委嘱
- ・ 特別支援教育中核コーディネーターによる授業や研究等の支援、特別支援教育担当者との相談

＜県(教セ)＞

- ・ 特別支援教育中核教員を対象とした研修会の実施

	2019	2020	2021	2022	2023
◆特別支援教育コーディネーター連絡会による研修等の実施					
◆特別支援教育中核コーディネーターの委嘱・活用(全教育事務所)		◆特別支援教育中核コーディネーターの委嘱・活用(全教育事務所)	◆特別支援教育中核コーディネーターを対象とした研修会の実施		
◆特別支援教育中核コーディネーターの委嘱・活用(県北教育事務所管内)					

地域の特別支援学級等の充実

○複数校の特別支援学級が連携した授業交流・研修等

＜市町村、小、中、特＞

- ・ 中心的役割を果たしている特別支援学級を核とした授業交流・研修等の実施
- ・ 指導教諭や特別支援教育中核コーディネーター、特別支援学校教員等の活用

エリアコーディネーター^{※25}による関係者等の連絡・調整支援

○エリアコーディネーターの配置・運用

＜県(学教)、県(学調)、県(教職)、県(教セ)、教事、特＞

- ・ エリアコーディネーターの配置・運用
- ・ 事例の見立て、個や集団へのかかわり等に関して専門性を有する教員等の活用

関係機関と連携した協議の充実

○各分野の関係者による意見交換や情報共有を図る協議の場の設置

＜県(学教)、県(保福)、県(商工)＞

- ・ 「発達障がい者支援体制整備検討委員会・広域特別支援連携協議会」、「障がい者関係団体との意見交換会」等の設置・運営
- ・ 各市町村における教育・福祉・労働等が連携した協議の場への助言・援助

※25 エリアコーディネーター：特別支援教育エリアコーディネーター^{※14}の通称。エリアコーディネーターは、地域の特別支援教育の推進に向けて、教育事務所や市町村教育委員会業務への支援、関係機関や関係者との連絡・調整に関する支援を行う。

(2) 多様なニーズに対応した指導・支援の充実

各校種における指導・支援の充実のためには、学習指導要領等の趣旨や、それぞれの学びの場の特性を理解した上で、幼児児童生徒一人一人を見取り、教育的ニーズを的確に把握し、適切な指導と必要な支援を行っていくことが大切です。

そこで、新推進プランにおいては、学習指導要領の改訂等を踏まえた各校種における特別支援教育の推進、それを支える教職員の専門性の向上に焦点を当てた具体的施策を展開し、多様なニーズに対応した指導・支援の充実につなげていきます。

<目指す姿>

- ・各校・機関等における教職員の専門性向上等の取組により、教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒の学習や生活の充実につなげる。

<進捗状況確認指標>

特別支援学校公開授業研究会等に参加した教員数

現状値 (2017)	目標値 (2019-2023)
新規	350名

具体的施策 ★：新規・重点施策 <実施単位>

各校種の特別支援教育の推進

★幼児期における指導・支援の充実に係る研究

<県(学教)、県(教セ)>

- ・「支援が必要な幼児の育ち合いを促す保育ガイド」の改訂

2019	2020	2021	2022	2023
◆「支援が必要な幼児の育ち合いを促す保育ガイド」の改訂・普及	◆「支援が必要な幼児の育ち合いを促す保育ガイド」の普及			→

★知的障がい教育における教育課程に係る研究

<県(学教)、県(教セ)>

- ・知的障がい教育の教育課程を取り入れた授業づくりガイドブックの作成・活用
- ・各教科等の目標・内容・方法・学習評価の一体化を図った個別の指導計画の開発・普及

★小・中・義務教育学校における自立活動に係る研究

<県(学教)、県(教セ)>

- ・自立活動の理解推進
- ・自立活動に係る個別の指導計画の普及・活用

2019	2020	2021	2022	2023
◆自立活動に係る個別の指導計画の普及	◆自立活動に係る個別の指導計画の活用			→

★高等学校における教育上特別な支援を必要とする生徒への指導・支援

＜高、特、県(学教)、県(教セ)＞

- ・生徒の教育的ニーズ等に応じた具体的な目標・内容を定めた学習活動の推進
- ・特別支援学校による相談支援等の実施

	2019	2020	2021	2022	2023
◆生徒の教育的ニーズ等に応じた学習活動の推進					→
◆特別支援学校による相談支援等の実施					→

★多様性を前提とした学級経営、教科教育と特別支援教育の融合

＜県(学教)、県(教セ)＞

- ・学級経営、授業づくりに関する資料作成、実践事例の周知
- ・デジタル教材等の活用方法や実践事例の周知

教職員等の専門性の向上

○小・中・義務教育学校等管理職研修

＜県(教職)、県(学教)、教事、市町村、研団＞

- ・管理職研修に特別支援教育の内容の組み入れ
- ・岩手県特別支援学級設置学校長協議会、岩手県特別支援教育研究会等との連携による研修の実施

○市町村教育委員会指導主事等研修

＜県(学教)、教事、市町村、特＞

- ・指導主事会議等を活用した研修機会の設定
- ・教育支援研修会の実施
- ・市町村教委指導主事等による特別支援教育コーディネーター連絡会への参加

○各校種や地域の実情・ニーズに応じた研修

＜県(学教)、県(保福)、県(教セ)、医、特＞

- ・総合教育センターや特別支援学校による、特別支援教育や教育相談等の研修の実施
- ・福祉・医療機関等との協働による研修会の実施

○特別支援学校教員、特別支援学級・通級による指導担当教員等研修

< 県(教職)、県(学教)、県(学調)、県(教セ)、特、研団、大学 >

- ・特別支援教育に関する免許法認定講習受講推進
- ・大学や各障がい種連絡会と連動した障がい種別専門研修の実施
- ・「通級による指導担当教員養成講座（3か月間）」による、小・中・義務教育学校における通級による指導担当教員の養成
- ・「教育相談コーディネーター養成研修（1年間）」等を活用した、エリアコーディネーター、高等学校における通級による指導担当教員等の養成

★特別支援学級・通級による指導担当教員を対象とした継続的な研修

< 県(学教)、県(教セ) >

- ・継続型ステップアップ研修^{※26}の実施

★各障がい種特別支援学校における研究・研修の充実による授業力向上

< 県(学教)、県(教セ)、特 >

- ・特別支援学校公開授業研究会の実施
- ・特別支援学校OJT^{※27}による各教科・自立活動指導力向上

○特別支援学校教員教科等研修

< 県(学教)、県(保体)、県(教セ) >

- ・授業力向上研修における教科等に関する内容の充実
- ・総合教育センターにおける希望研修、公開研修の積極的な活用
- ・スポーツ・文化芸術活動の充実に向けた研修会の実施

○国立特別支援教育総合研究所、岩手大学教職大学院への派遣研修

< 県(学教)、県(教職)、小、中、高、特 >

- ・国立特別支援教育総合研究所「各障がい種別専門研修（2か月間）」への派遣
- ・岩手大学教職大学院「特別支援教育力開発プログラム（2年間）」への派遣

○特別支援教育コーディネーター研修

< 県(学教)、県(教セ)、幼保、小、中、高、特 >

- ・特別支援学校や総合教育センターを活用した研修会の実施
- ・各校における伝達講習会等の実施

※26 継続型ステップアップ研修：特別支援教育新任担当、2年目担当、3年目担当を対象とした継続型の研修を実施する。研修状況や経験年数、実績等を加味しながら、特別支援教育担当A級・S級、特別支援教育担当SVを認定する。

※27 OJT： On the Job Trainingの略。日常の職務を通じた能力向上を意味する。学校現場においては、校内の既存の取組を活用しながら「効率よく教え合い学び合う仕組み」を充実させ、個々の教員の資質能力を高めていくことが期待される。

(3) 連続性のある多様な学びの場の充実

各校種における指導・支援の充実のためには、各校種に応じた取組が必要である一方、校種を越えた児童生徒や教員同士の交流を通じた、豊かな社会性や人間性、多様性を尊重する心の育成、教員の指導力向上等につなげていくことが大切です。

そこで、新推進プランにおいては、児童生徒等へのねらいを明確にしながら各校種に応じた交流及び共同学習の取組、教員同士の交流に焦点を当てた具体的施策を展開し、連続性のある多様な学びの場の充実につなげていきます。

<目指す姿>

- ・各園・校において、交流及び共同学習や教員同士の交流が行われる。

<進捗状況確認指標>

交流及び共同学習を実施した小・中・義務教育学校、高等学校の割合

現状値 (2017)	目標値 (2023)
71.9%	100%

具体的施策 ★：新規・重点施策 <実施単位>

交流及び共同学習の充実

★すべての校種における交流及び共同学習

幼稚園・認定こども園・保育所

<県(学教)、県(教セ)、幼保、特>

- ・特別支援学校に通学する幼児と近隣幼稚園等の幼児との交流及び共同学習の継続支援
- ・研修会等における交流及び共同学習の事例周知

小・中学校・義務教育学校

<県(学教)、市町村、小、中、特>

- ・「交流籍」を活用した交流及び共同学習の円滑な実施
- ・児童会・生徒会主体による取組事例や、中学校段階における取組事例の周知・推進

高等学校

<県(学教)、県(教セ)、高、特>

- ・特別支援学校の近隣高等学校との交流及び共同学習の継続支援
- ・スポーツ活動を通じた交流及び共同学習の実施
- ・文化芸術活動を通じた交流及び共同学習の実施

教員交流の推進

○特別支援学校教員と小・中・義務教育学校、高等学校教員との交流

<県(教職)、県(学教)、教事、市町村>

- ・各校種における特別支援教育、教科等指導、学級経営等の向上につなげる交流人事

○継続型訪問支援・随時相談支援を活用した指導・支援 2(1)再掲

支える ～教育環境の充実・県民理解の促進～

【「支える」目標指標】 共生社会の形成に向けた県民の理解と協力が進んできていると感じる保護者等の割合	現状値 (2017)	目標値 (2023)	【目標値の考え方】 2017年調査における回答者全体の肯定的評価割合77.8%に近づくことを目指す。
	68.7%	77.0%	

(1) 多様なニーズに対応した教育諸条件の充実

特別支援教育を推進するためには、多様なニーズを把握しながら、総合的観点による教育環境の検討を行ったうえで充実させていくことが大切です。

そこで、新推進プランにおいては、多様な学びの場、スクールソーシャルワーカー^{※28}やスクールカウンセラー^{※29}等の外部専門家・医療との連携、医療的ケア児^{※30}への対応に焦点を当てた具体的施策を展開し、多様なニーズに対応した教育環境の充実につなげていきます。

なお、特別支援学校における教育諸条件については、特別支援学校整備計画を別途策定し、具体的な実行計画として進めていくものとします。

<目指す姿>

- ・教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒が、それぞれの学びの場で教育的ニーズに応じた学習内容に取り組む。

<進捗状況確認指標>

特別支援学校が長期入院高校生への巡回指導等を行っている医療機関の数

現状値 (2017)	目標値 (2023)
0か所	3か所

具体的施策 ★：新規・重点施策 <実施単位>

小・中・義務教育学校等における教育諸条件の充実

★特別支援学級・通級指導教室の総合的観点による整備

<県(教職)、県(学教)、市町村>

- ・特別支援学級・通級指導教室の整備推進
- ・市町村教育委員会等による特別支援学級及び通級指導教室の教育課程編成支援

高等学校等における教育諸条件の充実

○特別支援教育支援員等の総合的観点による配置

<県(教職)、県(学教)、市町村>

- ・特別支援教育支援員等の配置
- ・特別支援教育支援員等の研修実施

※28 スクールソーシャルワーカー：幼児児童生徒を取り巻く環境の改善に向けて、福祉機関等とのネットワークを活用して支援を行う福祉の専門家。

※29 スクールカウンセラー：カウンセリングを通して、本人の抱える心の問題を改善・解決し、学校生活への適応を図る心理の専門家。

※30 医療的ケア児：経管栄養やたんの吸引など、日常生活において必要とされる医療的ケアを受けている児童生徒等。

外部専門家の活用による教育諸条件の充実

○外部専門家の活用

＜県(学調)、県(教職)、県(学教)、県(保福)、教事、市町村＞

- ・ スクールソーシャルワーカー等による福祉機関等とのネットワーク活用
- ・ スクールカウンセラーによる心のケア
- ・ 特別支援学校における各種技能士等の活用
- ・ 特別支援学校や各市町村における外部専門家等の活用事例周知

特別支援学校における教育諸条件の充実

★特別支援学校の整備推進

＜県(学教)、県(教職)、県(教企)＞

- ・ 特別支援学校整備計画の策定と推進

	2019	2020	2021	2022	2023
◆特別支援学校整備計画の策定		→			
◆特別支援学校整備計画の推進					→

★地域に根ざす特別支援学校分教室の運用

＜県(学教)、県(教職)、市町村、小、中、特＞

- ・ 地域型特別支援学校分教室_{※31}の推進

	2019	2020	2021	2022	2023
◆地域型特別支援学校分教室の検討		→	◆地域型特別支援学校分教室の運用開始		→

★医療との連携による多様な学びの場の保障

＜県(学教)、県(教職)、特＞

- ・ 長期入院児童生徒への訪問教育_{※32}の拡大
- ・ 長期入院高校生への特別支援学校教員による巡回指導_{※33}等の実施

	2019	2020	2021	2022	2023
◆長期入院児童生徒への訪問教育の拡大検討		◆長期入院児童生徒への訪問教育の拡大			→
◆長期入院高校生への巡回指導等の検討		◆長期入院高校生への巡回指導等の実施			→

○医療的ケア児に係る看護師の配置

＜県(学教)、特＞

- ・ 特別支援学校における看護師の配置
- ・ 各市町村における看護師の配置・運用への助言
- ・ 特別支援学校や各市町村における看護師の活用事例周知

※31 地域型特別支援学校分教室：特別支援学校分教室の職員が、小・中・義務教育学校の職員と日常的にかかわり合いながら、それぞれの教育活動を協力して充実させ、共に学び共に育つ教育の一層の充実を図り、特別支援学校分教室が、地域の学校、地域の子どもたちであるという位置付けを強化するもの。

※32 訪問教育：障がいや疾病により登校できない児童生徒に対し、特別支援学校教員が、家庭や施設、病院を訪問して行う教育。

※33 特別支援学校教員による巡回指導：高等学校に在籍している入院高校生を対象として、週当たり数時間、特別支援学校教員が、学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を行うこと。

(2) 共生社会の形成に向けた県民の理解

特別支援教育を推進し、共生社会を実現するためには、広く多くの県民が、障がい及び障がいのある方への理解を深めていくことや、生涯学習を通じた豊かな生活づくりと相互理解の推進が大切です。

そこで、新推進プランにおいては、県民を対象とした公開講座やサポーターの養成、スポーツ・文化芸術活動に焦点を当てた具体的施策を展開し、共生社会の形成に向けた県民の理解につなげていきます。

<目指す姿>

- ・ 特別支援教育等に関して関心や理解を示す県民が増え、特別支援教育の推進を支える。

<進捗状況確認指標>

特別支援教育サポーター養成講座^{※34}への参加者

現状値 (2017)	目標値 (2023)
新規	150名

具体的施策 ★：新規・重点施策 <実施単位>

共生社会の形成に向けた県民の理解

○県民向け公開講座

<県(保福)、県(学教)、障団、研団、県民>

- ・ 県民向け公開講座や広報活動の実施
- ・ 障がい者団体や自主研究団体等が開催する講座への後援

○特別支援教育サポーター養成

<県(学教)、教事、特、県民>

- ・ 特別支援教育サポーター養成講座の開催
- ・ ボランティア活動例の周知

★スポーツ活動、文化芸術活動を通じた生きがいづくり、地域とのつながりづくり

<県(生文)、県(学教)、県(保体)、県(文ス)、小、中、高、特、障団、県民>

- ・ 各校種の体育連盟、障がい者スポーツ団体その他の競技団体等と連携した事業の実施
- ・ 文化芸術団体等と連携した事業の実施
- ・ 地域における支援体制づくりに向けた関係団体等への支援
- ・ 岩手県特別支援学校作品展等の周知
- ・ 特別支援学校の施設開放^{※35}

※34 特別支援教育サポーター養成講座：特別支援学校で実施する特別支援教育サポーター養成講座を修了すると、修了認定書が授与される。希望者は、岩手特別支援教育ボランティアバンクに登録することができ、学校からの要請に応じて、授業の補助や学校生活の支援を行うことができる。これまで実施してきた「ボランティア養成講座」を改めて、広く県民の方を対象とした講座内容として実施するもの。

※35 特別支援学校の施設開放：地域住民のスポーツ活動や文化芸術活動の推進、地域に開かれた学校づくりを推進するために、施設の状況や特別支援学校の教育活動を勘案したうえで学校施設(屋外運動場、体育館等)を開放することが可能な場合、地域住民に開放するもの。